

# 平成 28 年度 I T 関連の専門家等派遣事業 手引書

平成 29 年 1 月 27 日 (1.0 版)

株式会社 パソナ (事務処理等実施機関)

## 目 次

1 . 専門家派遣の注意事項 . . . . .	P 2
2 . 事務処理フロー . . . . .	P 3
3 . 対象企業 . . . . .	P 4
< 対象企業例 >	
4 . 謝金等 . . . . .	P 5 ~ P 6
< 謝金支出基準 >	P 5
< 謝金計算の例 >	P 5
< 謝金対象となる時間 >	P 5
< 謝金対象とならない時間 >	P 5 ~ P 6
5 . 旅費支出基準 . . . . .	P 6 ~ P 9
旅費全般について	P 6
日当について	P 6 ~ 7
宿泊について	P 7
交通費について	P 7 ~ P 9
6 . 報告書の提出等 . . . . .	P 9 ~ 1 0
7 . 謝金・旅費のお支払い . . . . .	P 1 0
本手引きについて . . . . .	P 1 1

# 平成 28 年度 I T 関連の専門家等派遣事業の謝金関係について

## **1. 専門家派遣の注意事項**

### ミラサポの専門家派遣システムをご利用いただきます

ミラサポの専門家派遣システムを通じて、派遣可能機関は派遣申請を行い、専門家はミラサポ上で派遣の実施報告、旅費の請求を行い、中小企業者等はミラサポ上で従事証明及び支援の評価を行っていただきます。 事務処理フローをご確認ください。

### 専門家の謝金対象外の範囲について

国又は地方自治体から人件費の補助金等を受けている者が派遣される場合。

専門家が、当該専門家に対し給与等を支払っている派遣可能機関から申請を受けて中小企業者等に対し支援を行った場合。

専門家が給与等の受領・会費等の納入の有無を問わず、会員等の立場で所属している機関から派遣される場合。ただし、当該機関が商工会及び商工会連合会、商工会議所及び商工会議所連合会、都道府県中小企業団体中央会並びに都道府県商店街振興組合連合会である場合はこの限りでない。

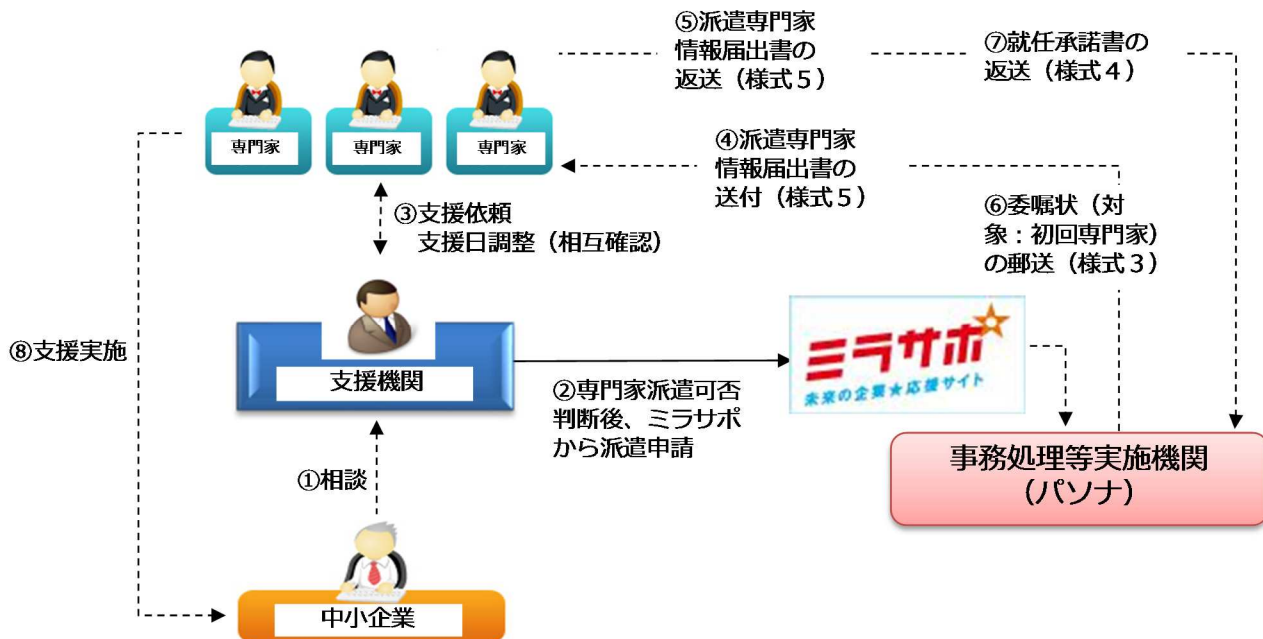
専門家からの派遣要請に基づき派遣可能機関が当該専門家を派遣した場合。

### 報告内容と従事証明の確認・修正・承認と謝金支払い

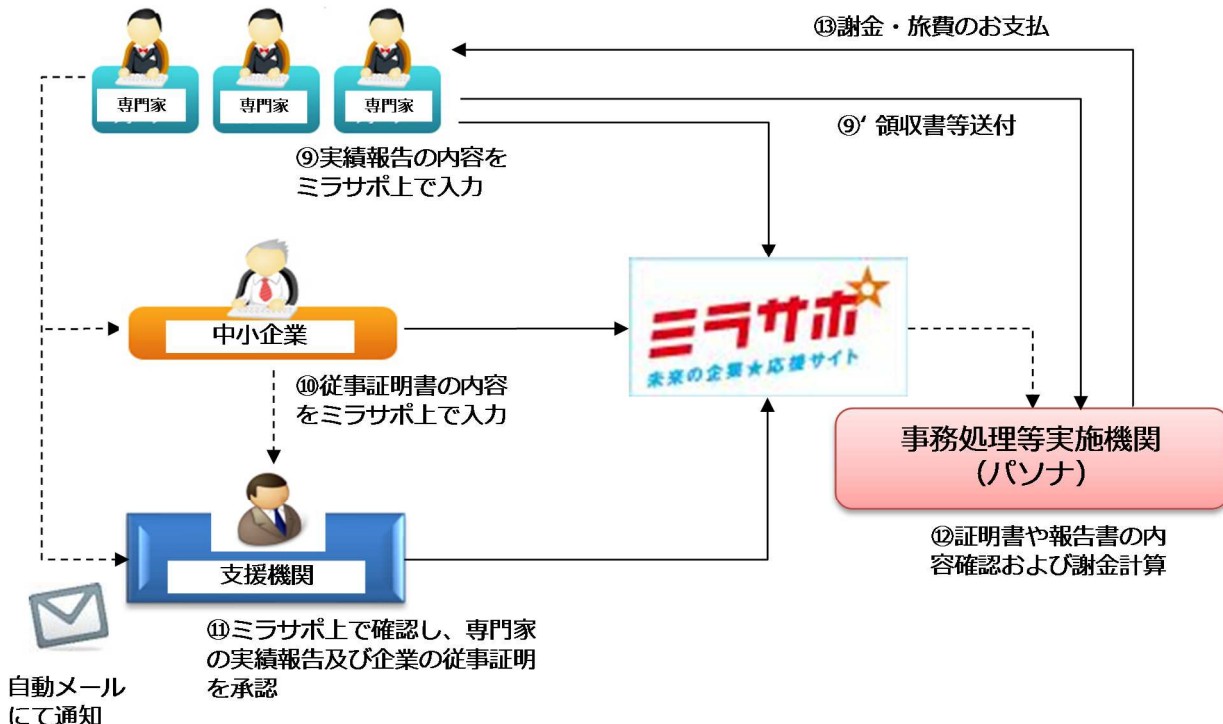
派遣可能機関は、専門家からの報告内容、中小企業者等からの従事証明の内容が一致しているかをご確認頂き、必要に応じて修正を行って頂いた上で、当該内容の承認を行います。これらの手続きが行われない限り、謝金、旅費の支払いは行われません。 事務処理フローをご確認ください。

## 2. 事務処理フロー

支援実施までのフロー



支援実施後のフロー



### 3. 対象企業

中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び起業を目指す者であって、国内に主たる事務所又は事業所を有する者。（創業に係る場合にあっては、国内に主たる事務所又は事業所を設置しようとする者。以下「中小企業者等」という）とします。

#### <対象企業例>

資本金又は従業員が、次の業種ごとに定める額又は人数以下の会社又は個人になります。

ア：製造業その他（建設・運輸他含次のイ～キに掲げる業種を除く）：3億円300人

イ：卸売業：1億円 100人

ウ：小売業：5千万円 50人

エ：サービス業：5千万円 100人

オ：ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）：3億円 900人

カ：ソフトウェア業又は情報処理サービス業：3億円 300人

キ：旅館業：5千万円 200人

中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体。第三条この法律による中小企業団体は、次に掲げるものとなります。

ア：事業協同組合

イ：事業協同小組合

ウ：火災共済協同組合

エ：信用協同組合

オ：協同組合連合会

カ：企業組合

キ：協業組合

ク：商工組合

ケ：商工組合連合会

特別の法律によって設立された組合又はその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が のいずれかに該当する者であるもの。

NPO法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人、医療法人、学校法人は、支援（謝金）の対象外となります。

## 4. 謝金等

### < 謝金支出基準 >

謝金の額は1時間あたり5,150円(消費税込み)とし、日額上限を30,900円とします(30分未満は切り捨てます)。

一日複数案件の支援を行い、合計6時間を超えた場合でも、30,900円となります。

### < 謝金計算の例 >

1分 ~	29分 : 0円
30分 ~	1時間29分 : 5,150円
1時間30分 ~	2時間29分 : 10,300円
2時間30分 ~	3時間29分 : 15,450円
3時間30分 ~	4時間29分 : 20,600円
4時間30分 ~	5時間29分 : 25,750円
5時間30分 ~	: 30,900円

1日に複数社訪問した場合の謝金計算方法は、合計支援時間で計算します。

(例) **A社: 13:00 ~ 13:25 25分(支援時間: 25分)**

\* 13:25 ~ 14:25 (移動60分/対象外: 1時間)

**B社: 14:25 ~ 15:35 70分(支援時間: 1時間10分)**

\* 15:35 ~ 17:05 (移動90分/対象外: 1時間30分)

**C社: 17:05 ~ 18:05 60分(支援時間: 1時間)**

**合計 155分(2時間35分)**

**謝金金額: 15,450円になります**

### < 謝金対象となる時間 >

中小企業者等と直接支援を行った時間が対象になります。

### < 謝金対象とならない時間 >

移動時間(支援機関職員の方と同行した場合も同様)。

休憩時間(支援の途中で休憩を取った時間)。

自宅、事務所にて行った支援に付随する業務の時間。

本事業に関する報告書類を作成した時間。  
専門家派遣業務従事証明書の不備、未提出等により証明されていない時間。  
ホームページの作成や借入申請書の作成、就業規則の作成等、派遣先中小企業者等の業務を代わりに行う時間。  
オンライン相談（ITシステム上）

#### <謝金対象とならないケース>

国又は地方自治体から人件費の補助金等を受けている者が派遣される場合。  
専門家が、当該専門家に対し給与等を支払っている派遣可能機関から申請を受けて中小企業者等に対し支援を行った場合。  
専門家が給与等の受領・会費等の納入の有無を問わず、会員等の立場で所属している機関から派遣される場合。  
ただし、当該機関が商工会及び商工会連合会、商工会議所及び商工会議所連合会、都道府県中小企業団体中央会並びに都道府県商店街振興組合連合会である場合はこの限りでない。  
専門家からの派遣要請に基づき派遣可能機関が当該専門家を派遣した場合。

## 5 . 旅費支出基準

旅費全般について

旅費は、専門家の主たる活動拠点（ ）から用務地までの間の、最も経済的な通常の経路及び方法、日程により内国旅行した場合の旅費により計算します。ただし、用務上の必要又は天災、その他やむを得ない事情に因り最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その状況に応じた経路（特別経路）及び方法によって計算します。旅費は、日当、宿泊費、交通費とします。

経路が適切か否かや、宿泊が認められるか等の確認は、事務処理等実施機関にて行います。確認後、減額等生じた際は、支払日の概ね一週間前に郵送する支払通知書をもって回答に代えさせていただきます。尚、旅費の対象は、内国旅行に限るものとします。

派遣専門家情報届出書（様式5の4.主たる活動拠点 旅費精算起点）で申告頂いた住所になります。

上記、特別経路での旅程となった場合は、下記資料のご提出が必須となります。  
（別添4：宿泊理由書及び特別経路使用理由書）

**必ず事前に事務処理等実施機関にご相談をお願い致します。**

日当について

日当は、宿泊をとまなう業務の発生した日に限り、1日当たり2,200円を

支給します。宿泊にともなう出張でも業務の発生しない日（前泊・後泊の移動日）は、支給しません。

日帰り業務の日当は支給致しません。

#### 宿泊について

宿泊費は、1泊9,800円とします（領収書は不要）。

宿泊については、やむを得ない事情により前泊であれば7:30以前に活動拠点の最寄駅を出発する必要がある場合、後泊であれば、22:00以降に活動拠点の最寄駅に到着する場合において可能となります。なお、その場合は、下記資料のご提出が必須となります。

**（別添4：宿泊理由書及び特別経路使用理由書が必須）**

また、場合によっては、理由について追加で調査を実施することもあり得ます。

#### 交通費について

次の基準のほか、国の旅費規程に準じて支給します。

#### < 鉄道運賃 >

##### (1) 乗車運賃

##### (2) 特急料金（利用区間が片道100km以上の場合に限る）

運賃は、原則として、以下ア、イの条件にて算出された最も経済的な通常の経路の金額となります。

ア、活動拠点の最寄り駅から用務先の最寄り駅にて検索（経由先は設定なし）

イ、検索時間の設定は支援開始15分前、支援終了15分後にて検索

例）活動拠点：大宮 用務先：東京 支援時間：12:00～14:00

往路検索：大宮から東京 到着時間 11:45

復路検索：東京から大宮 出発時間 14:15

バス併用等複数の交通手段を利用した場合は、時刻表や乗車時間を確認し、検索時間を設定。

例外：片道100km未満であっても、下記条件をいずれか一つでも満たせば、特急列車利用料金をお支払します。

- ・特急列車又は高速船を利用しないと業務に支障を来たす場合。
- ・在来線又は普通船を利用するよりも所定時間が30分以上短縮される場合。
- ・特急列車又は高速船を利用することにより前泊後泊が不要となる場合。
- ・急病その他これに準ずるやむを得ない事情がある場合。

**（別添1：片道100km未満の特急利用又は高速船利用理由書と領収書添付が必須）**

領収書は原紙で、かつ宛名には登録専門家名をお願いします。

##### (3) 指定席料金（利用区間が片道100km以上の場合に限る）

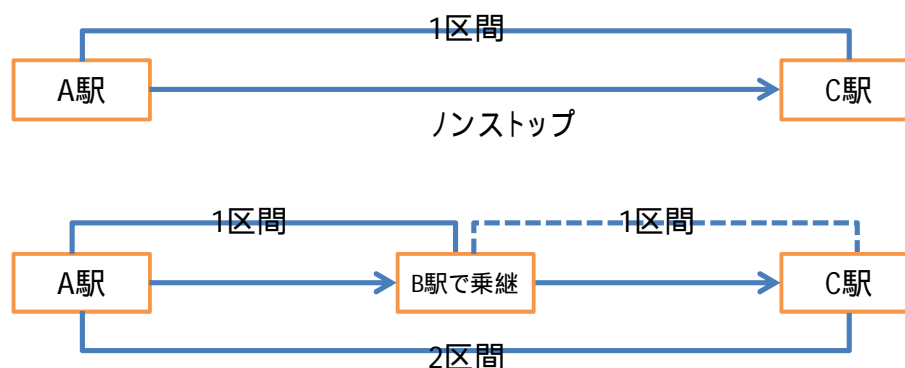
通算100km以上ではなく、各々の区間で100km以上であることが必要です。



また、グリーン席は対象外です。

区間の考え方(A駅とC駅の距離が100km以上の場合)

.の場合は対象になり、.の様に2区間の場合は対象外になります。



JRご利用で片道601km以上の場合、往復割引運賃のお支払となります。二点間での移動だけではなく、複数経路にて移動する場合も、往復割引対象になる可能性がありますので、必ず事前に確認をして頂き往復割引切符にてご利用下さい。

#### <航空賃>

往復割引運賃または、実際に支払った旅客運賃のいずれか安価な運賃(ただし、普通席に限る)。往復割引がない経路の場合は、通常運賃。

領収書・航空機の搭乗券(チケットレスの場合搭乗証明書)の添付必須。

(別添2:領収書貼付用紙に領収書・搭乗券の添付が必須)

領収書は原紙で、かつ宛名には登録専門家名をお願いします。

#### <船賃>

往復割引運賃または、実際に支払った旅客運賃のいずれか安価な運賃(ただし、普通席に限る)。往復割引がない経路の場合は、通常運賃。また、高速船等が運航している場合も、原則は、普通船のみとする。

領収書の添付必須。

(別添2:領収書貼付用紙に領収書の添付が必須)

領収書は原紙で、かつ宛名には登録専門家名をお願いします。

例外:下記条件をいずれか一つでも満たせば、高速船運賃をお支払します。

- ・特急列車又は高速船を利用しないと業務に支障を来たす場合。
- ・在来線又は普通船を利用するよりも所定時間が30分以上短縮される場合。
- ・特急列車又は高速船を利用することにより前泊後泊が不要となる場合。
- ・急病その他これに準ずるやむを得ない事情がある場合。

(別添1:片道100km未満の特急利用又は高速船利用理由書と領収書添付が必須)

領収書は原紙で、かつ宛名には登録専門家名をお願いします。

### <車賃>

バスを利用した場合は、最も経済的な通常の経路の金額となります。  
タクシーを利用した場合は、その実費相当額を支給します。  
タクシーについては、下記条件のいずれか一つ該当すれば、タクシー利用可能とします。

- (1)公共交通機関が極端に少ない場合
- (2)タクシー以外の公共交通機関による移動では、業務に支障をきたす場合
- (3)タクシーを利用することで前泊後泊が不要となる場合

**(別添2：領収書貼付用紙に領収書の添付が必須)**

領収書は原紙で、かつ宛名には登録専門家名をお願いします。

### <私有車の業務使用>

- (1)私有車の業務使用は専門家派遣業務として、必要最低限な場合に限ります。
- (2)私有車を業務使用した場合、全路程(一日ごとの経路を全て合計)通算し  
1 kmにつき37円を支給します(1 km未満の端数は切り捨てます)。  
例) 往路3.5 km + 復路3.7 km = 合計7.2 km 7 km  
(1 km未満切捨て)  
7 km × 37円 = 259円のお支払となります。

- (3)有料道路料金、高速道路料金、駐車場料金は、お支払い致しません。
- (4)最短距離を採用します。実際の経路とは異なる場合がありますので  
ご了承下さい。

### <レンタカーの業務使用>

離島地域など、公共交通機関が無い、又は本数が少なく、タクシーを利用したのでは不経済である場合には、当該レンタカーの利用料金の実費相当額を支給します。

**(別添2：領収書貼付用紙に領収書の添付が必須)**

領収書は原紙で、かつ宛名には登録専門家名をお願いします。

## 6. 報告書の提出等

謝金、旅費の支払いには、ミラサポに報告入力し。必要に応じて「片道100 km未満の特急利用又は高速船利用理由書」(別添1)・「領収書貼付用紙」(別添2)の書類を、事務処理等実施機関に原本の郵送が必要です。

支援終了次第、派遣可能機関と事務処理等実施機関に書類のご提出をお願いします。

なお、謝金及び旅費の総額に対し、所得税10.21%を源泉徴収します。振込口座は、原則個人口座としますが、やむを得ず法人口座を指定した場合であっても、同様に源泉徴収を行います。また、法人口座を指定した場合は、同意書（別添3）を提出して頂きますので、予めご了承下さい。

郵便料金等について、書類提出に際し、弊社では負担いたしませんので自己負担でお願い致します。

メールを使用する際添付書類には、必ずパスワードを設定し、送付先のメールアドレスにお間違いが無いよう確認をお願いします。

## 7. 謝金・旅費のお支払い

当月（1日～末日間）の謝金・旅費の支払いは、翌月3営業日迄に、必要なすべての様式（様式集参照）が不備なく弊社に到着した場合に、翌月末日までに（末日が土曜日・日曜日・祝日あるいは金融機関の休日である場合は、その前日）ご指定の金融機関の口座にお振込みいたします。

（謝金・旅費のお支払いの流れ）

**当月** 当月（1日～末日間）ミラサポに報告入力下さい。（必要に応じて「片道100km未満の特急利用又は高速船利用理由書」（別添1）・「領収書貼付用紙」（別添2）の書類を、事務処理等実施機関に原本を郵送下さい）

当月分は、支援終了次第、専門家支援実施報告書兼旅費請求書を派遣可能機関と事務処理等実施機関に送付下さい。

**翌月3営業日** 前月（1日～末日間）の専門家支援実施報告書兼旅費請求書（様式7）に該当する専門家派遣業務従事証明書兼支援実施評書（様式8）が、派遣可能機関から事務処理等実施機関に届いた案件がお支払いの対象となります。

**\* 事務処理等実施機関で謝金・旅費の計算をします**

**翌月末日** ご指定の金融機関に謝金・旅費のお振込み致します。

報告書類および必要な提出書類の未着または不備があった場合は、それらの未着・不備等が解消され、受理確認ができた段階で支払手続きを開始します。次回の振込みとなる場合もありますのでご了承下さい。

### **【事務処理等実施機関連絡先】**

株式会社 パソナ 官公庁事業部 官公庁第2チーム

専門家派遣事業事務局

〒100-8228 東京都千代田区大手町 2-6-4 6階

TEL : 03-5542-1685 FAX : 03-3527-9265

### **【派遣可能機関（支援機関）の所在エリアで使い分け下さい】**

- nw\_hkd@pasona.co.jp（北海道）
- nw\_touhoku@pasona.co.jp（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- nw\_kantou@pasona.co.jp（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県）
- nw\_chubu@pasona.co.jp（富山県、石川県、岐阜県、愛知県、三重県）
- nw\_kinki@pasona.co.jp（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- nw\_chugoku@pasona.co.jp（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- nw\_shikoku@pasona.co.jp（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- nw\_kyushu@pasona.co.jp（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）

### **本手引きについて**

本手引きについては、変更が生じる可能性があります。

版数	作成日（改訂日）	内容	作成者
1.0	2017/1/27	初版配布	株式会社パソナ